二十九　しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十二年公正取引委員会告示第四十六号）

第１条中「不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争秩序を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第６条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第８条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

三十　ソース業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第八号）

第１条中「ソース業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、もってソース業における公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、ソース業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第２条第２項中「製造して販売する事業者、ソースを他の事業者に製造させて販売し又は輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者」を「製造し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又はソースの製造を他に委託して自己の商標若しくは会社名を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に参加するもの」に改める。

第７条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

三十一　農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第四十五号）

第１条中「は」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき」を加え、「もつて公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第２条第３項中「あつて」を「あって」に、同項第３号中「きよう応」を「きょう応」に改める。

第５条第２項及び第６条第３項中「もつて」を「もって」に改める。

第７条第１項中「行つた」を「行った」に、「行つて」を「行って」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第２項中「従つて」を「従って」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「もつて公正取引委員会」を「もって消費者庁長官」に改める。

第８条第２項中「よつて」を「よって」に改め、同条第３項中「あつた」を「あった」に改め、同条第４項中「なかつた」を「なかった」に、「速みやかに」を「速やかに」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

三十一　自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第四十六号）

第１条第１項中「もって自動車業における公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第７条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「前条第３項及び第２項」を「前条第３項又は前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

三十三　ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第五十五号）

第１条中「もってビール製造業における公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第７条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「本条第１項若しくは第２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

三十四　洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第五十七号）

第１条中「は」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき」を加え、「不当な顧客の誘引を防止し、もって洋酒製造業における公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第７条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「本条第１項若しくは第２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

三十五　果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第五十八号）

第１条中「は」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき」を加え、「不当な顧客の誘引を防止し、もって果実酒製造業における公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第７条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「本条第１項若しくは第２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

三十六　酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第五十九号）

第１条中「もって酒類輸入販売業における公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「本条第１項若しくは第２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第11条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

三十七　ビールの表示に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第六十号）

第１条中「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「本条第１項若しくは第２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第11条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

三十八　タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十五年公正取引委員会告示第二十号）

第１条中「不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第７条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「前２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。